

宜野座村中心地区整備計画実現可能性調査及び改定計画

素案

令和6年3月

宜野座村企画課

— 目 次 —

第1章 整備計画改定の目的	1
1. 整備計画改定の目的	1
2. 計画対象範囲	2
第2章 中心地区の現況・位置づけの把握	3
1. 中心地区の変遷及び過年度計画等の整理	3
2. 宜野座村及び計画対象地区の現況把握	19
3. 本島北部圏域・中部圏域における類似施設の整理	39
第3章 中心地区に係る村民等の意向把握	43
1. 村民アンケートによる需要調査	43
2. 来訪者アンケートによる需要調査	71
3. 庁内アンケート結果	82
第4章 与条件の整理	89
1. 社会条件等の変化を踏まえた過年度計画における位置づけの検証	89
2. 庁内関連各課との調整結果の整理	100
3. 施設配置案の比較検討	109
第5章 中心地区の基本的方向性	117
1. 基本理念	117
2. 整備の基本方針	117
3. 土地利用ゾーニング	120
第6章 計画推進に向けて	

第1章 整備計画改定の目的

1. 整備計画改定の目的

宜野座村では、数次にわたる総合計画を策定する中で、公共施設が集まる役場周辺を“中心地区”として位置づけ、村役場や中央公民館、体育施設等といった行政の中核機能の集積を図ってきている。そうした中、平成28年3月には『宜野座村中心地区基本計画』を策定し、「きて、みて、いつもいいことあるよ。～多機能型 村立ぎのぎ公園～」のコンセプトのもと、地区の整備方針等を定め、各種機能の整備を検討している。具体的には、中核施設ゾーンやスポーツ・健康ゾーンといったゾーン別整備方針を定めるとともに、地区の利便性・魅力向上をめざした「ぎのぎシンボルロード」の整備、中心地区の広域防災拠点化に向けた検討を行っている。また、令和2年3月には『宜野座村中心地区整備計画』を策定し、土地利用エリアや重点整備ゾーンの設定を行うとともに、タイムスケジュールイメージにおいて短期整備期間とされた「新陸上競技場」の整備案検討を行うなど、各種施設のおおまかな整備の方向性検討を行っている。

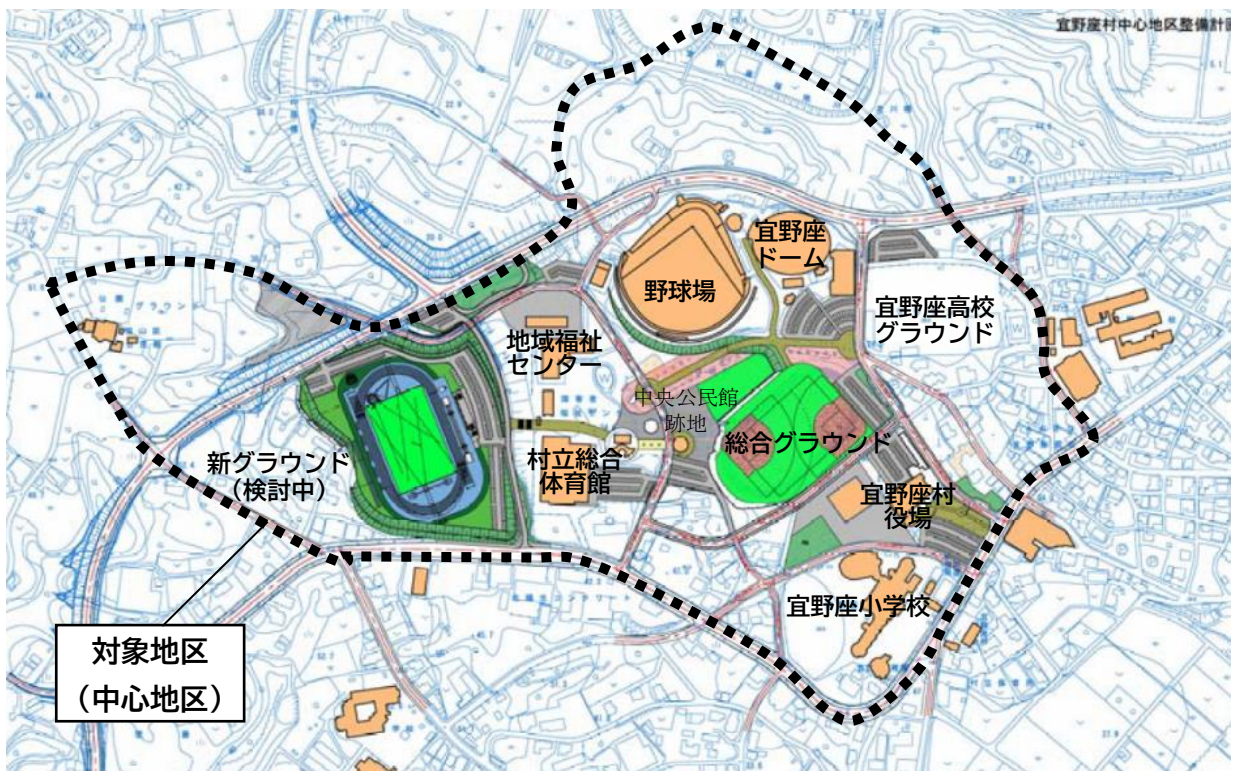
この間、中心地区整備計画で短期整備期間とされた「ふれあい交流センター」の整備に着手し、令和5年度の完成をめざしている。同施設は老朽化が進む中央公民館の代替施設として整備されており、現中央公民館の機能移転に一定の目途がついてきた状況にあることから、今後は、中心地区の機能強化に向けて次のステップに移行していく段階となっている。

一方、過年度の『宜野座村中心地区基本計画』や『宜野座村中心地区整備計画』の策定過程においては、村民意向の把握や反映は図られておらず、庁内での計画のオーソライズも十分に行えていない状況にある。また、我が国の総人口が減少期に突入し、今後、自治体の財政圧迫が懸念される中、インフラの整備や維持管理に対する国民の関心も高くなっている。加えて、近年では建設工事費や建設資材価格の高騰が顕著であるとともに、アフターコロナ・インバウンドの再開等、これまでにない社会経済状況の大きな変化もみられる状況にある。したがって、中心地区整備計画の方向性について、改めて村民意向等も踏まえるとともに、社会経済状況の変化等を踏まえて検証し、過年度計画の実現可能性の検討等を行っていくなど、必要に応じて整備の方向性を見直していく必要があると言える。

本業務は、魅力ある村づくりを牽引し、安全・安心な中心地区の整備を実現していくことができるよう、公共施設ニーズの確認作業を通し、改めて必要な施設機能の確認・検討を行っていくものであり、村民や観光客の利用、公共交通、地域コミュニティとの調和、公共施設の運営面等を考慮しつつ、利便性の高い各種施設整備や災害時の防災拠点の機能分担等を検討していくなど、時代に即した中心地区整備計画となるよう、改定を図っていくものである。

2. 計画対象範囲

本業務の対象区域は、『宜野座村中心地区整備計画』（令和2年3月）の計画対象範囲とする。



第2章 中心地区の現況・位置づけの把握

1. 中心地区の変遷及び過年度計画等の整理

(1) 中心地区の変遷

宜野座村では、村の最上位計画である総合計画において、村役場等が立地する一帯を中心地区として位置づけ、公共公益施設や便益施設等の集積を図ってきた。以下に中心地区における主な公共施設等の整備の変遷を整理する。

- ・昭和35年9月：村役所庁舎（旧庁舎）落成 ※現文化センターがらまんホール敷地
- ・昭和50年5月：沖縄自動車道宜野座インターチェンジ供用開始
- ・昭和59年6月：村総合体育館落成
- ・昭和60年7月：福山区学習等供用施設完成（平成15年：福山区農村管理施設、平成22年：福山コミュニティー館）
- ・平成4年5月：地域福祉センター落成
- ・平成6年2月：宜野座村博物館オープン
- ・平成7年6月：宜野座郵便局新局舎落成
- ・平成8年4月：村役場新庁舎落成
- ・平成9年7月：村野球場落成
- ・平成12年2月：宜野座小学校落成
- ・平成15年4月：図書館や劇場、人材育成等の機能を備えた宜野座村文化センターがらまんホール落成
- ・平成15年2月：阪神タイガースキャンプイン
- ・平成18年度6月：宜野座ドーム（宜野座村多目的広場）落成
- ・平成21年3月：国道329号宜野座改良一部開通式
- ・平成21年4月：障害者福祉センター落成
- ・平成28年1月：国道329号バイパス開通
- ・平成31年1月：多目的スポーツ施設落成

(2) 総合計画における位置づけ

第5次宜野座村総合計画基本構想及び後期基本計画における中心地区の位置づけを以下に示す。また、第2次宜野座村総合計画以降における主な中心地区の位置づけより特徴的な内容を整理し、これまでの当該地区の整備の方向性を把握する。

■第5次宜野座村総合計画における位置づけ

基本構想（平成29年3月）

1章 むらづくりの将来像

3. 土地利用構想

(1) 土地利用の基本構想

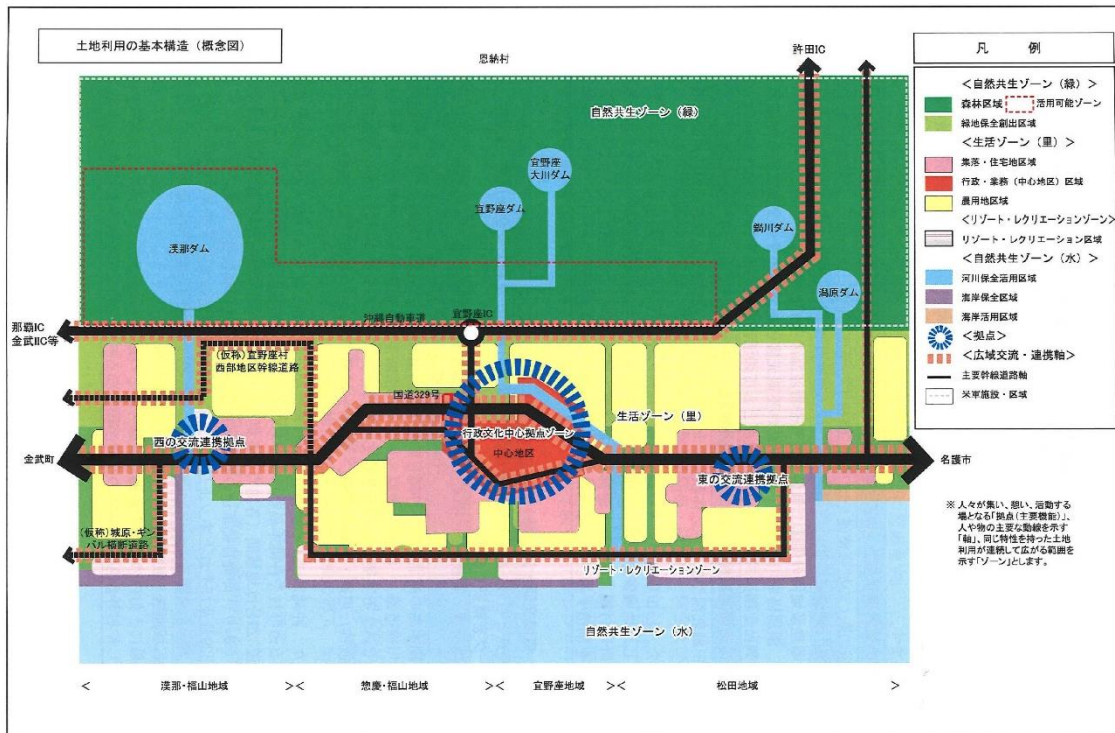
2) 主要機能・拠点の配置

①行政文化中心拠点ゾーン（関連区域：行政・業務（中心地区）区域）

・行政、経済、福祉、教育、文化、スポーツ等の諸機能が集中している中心地区は、本村の顔となる行政文化中心拠点であり、村役場の行政拠点をはじめ、福祉・教育拠点※2、スポーツ・健康増進拠点※3等の既存機能拠点に加え、広域防災施設及びシンボルロード、公園・緑地等の新たな機能も含めた、諸機能拠点の再編及び新機能の導入等を検討し、本村のシンボルとなる行政・文化・複合拠点ゾーンの整備を進めます。

※2：宜野座村社会福祉協議会、中央公民館（村教育委員会）、村立博物館

※3：宜野座ドーム、宜野座村野球場、総合グラウンド



2章 むらづくりの施策大綱

1. むらづくりの基本方向

基本方向3 自然と共生した環境にやさしい“循環型社会づくり”

施策2 魅力的な個性のあるまちなみ・景観の形成

本村の顔となる中心地区の魅力向上や利便性の向上にむけて、中心地区の機能拡充を図るとともに、安全で魅力的な顔となる中心地区を創出します。（後略）

後期基本計画（令和4年3月）

< 3編 後期基本計画 >

3章 基本政策3 自然と共生した環境にやさしい“循環型社会づくり”

基本施策3-2 魅力的な個性のあるまちなみ・景観の形成

<安全で魅力的な顔となる中心地区の創出>

➤ 現状と課題

宜野座村のほぼ中央部に位置する宜野座村には、村役場を中心に福祉、教育、文化スポーツ、経済等の各種公共施設が集積し、本村の顔となる中心地区を形成しています。しかしながら、平成28年3月に国道329号の全線開通（延長2.7km）によって村内交通が変化し、また、村役場周辺施設の更新時期を迎えていることから、中心地区の施設配置及び道路網を再検討する必要があります。そのため、平成28年3月に「宜野座村中心地区基本計画」を策定して3つのゾーンに区分した各整備方針を示し、道路網と土地利用エリアの3案を検討しました。その基本計画を踏まえ、令和2年3月に「宜野座村中心地区整備計画」を策定し、安全で魅力的な本村の顔となる中心地区のまちなみの創出に向けて、総合グラウンドや中央公民館等の公共施設の再編、地区内のシンボルロードの配置、国道329号沿道の高度利用の促進、イベント時に対応できる駐車場の確保、広域防災拠点化等の検討を進めています。

➤ 関連するSDGsの目標



➤ 施策展開

- ①中心地区の魅力向上及び村民生活や来訪者のさらなる利便性の向上に向けて、宜野座村中心地区基本計画のゾーン別整備方針等を踏まえ、各施設機能やシンボルロード等の道路網、防災関連機能等の配置を検討し、安全で魅力的な本村の顔となる中心地区を創出します。
- ②更新時期を迎えている宜野座村中央公民館や宜野座村総合グラウンド等の公共施設を再編します。
- ③商業・業務地としての国道329号沿道の基盤形成と高度利用を促進します。
- ④中心地区内及びその周辺の緑地を保全するとともに、オープンスペースの確保・整備による防災機能の向上を図ります。

➤ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
中心地区の整備の満足度	55.3%	70%	中心地区の整備の満足度の合計 5.2%+ 50.1% (村民アンケート調査より)

■過去の総合計画における中心地区の位置づけ（特徴的な部分のみ抜粋整理）

①「第2次宜野座村総合計画 基本構想・基本計画」(昭和61年9月)における施策内容

第2節 中心地区の整備

<施策の方向>

- ・村民の交流や日常生活のサービス拠点である中心地区を本村のシンボルゾーンにふさわしく、今後とも機能拡充のために計画的な整備を推進する。
- ・整備にあたっては、中心地区の地形環境、緑地などの自然的要素を十分生かしつつ周辺環境との一体化をはかり、大幅な改変は避けるものとする。
- ・景観向上をはかるうえで、公共施設への植栽による修景緑化をはじめ、街路樹、花だんによる沿道美化を推進する。
- ・将来における中心地区の機能拡充のために、役場庁舎の建設、総合施設センターの形成などを推進する。総合施設センターは、野球場等の多目的広場、資料館、青少年センターなどで構成されるものである。

②「第3次宜野座村総合計画 基本構想・基本計画（前期）」(平成9年3月)における施策内容

Ⅲ. 中心地区の整備

<施策の方向>

- ・中央図書館をはじめ、新たな公的施設の建設に当たっては、土地利用区分に基づき、中心地区である宜野座一体の地形・緑地等自然的特性に十分配慮するとともに、既存施設との整合を図り、総合的・計画的に配置する。
- ・中央地区は、本村のシンボル・ゾーンとしての性格と機能を有しているため、公的施設、幹線道路、村道等におけるイペー等の花木の植栽や花だんの設置などを促進し、景観づくりに努める。
- ・本村のセンターとしての機能と役割をより高めるため、中央図書館、健康増進センター、市営プール、老人保健施設などの施設を整備し、村民のみならず広域的な交流拠点の形成に資する。
- ・総合案内所の設置を進め、本村への来訪者や観光入域客等への便宜供与はもとより、本村を積極的に広報宣伝し、本村のイメージ・アップに努める。

③「第3次宜野座村総合計画 基本構想・後期基本計画」(平成14年3月)における施策内容

Ⅲ. 中心地区の整備

<施策の方向>

- ・シンボルゾーンを中心にした文化発信の拠点づくりをめざし、既存の文化・スポーツ拠点等におけるサービス向上や有効利用、ネットワークの拡充に重点を置き、多様な活動、交流機会の拡充を図ります。また、引き続き公的サービスのニーズを踏まえた施設整備の拡充を検討します。
- ・ゆとりある公的空間の整備を図り、快適なオープンスペースの確保、及び修景整備を推進します。また、共有空間となる沿道については、村民との協働による魅力ある花壇づくりや緑化に取り組みます。
- ・本村への来訪者の便宜供与や広報宣伝を図るため、観光情報や交流情報等を提示する総合案内施設「i」センター（インフォメーションセンター）を設置するとともに、充実した地域情報の提供を図ります。

④「第4次宜野座村総合計画 基本構想・前期基本計画」(平成19年3月)における施策内容

2. 快適な住生活のための村の骨格を充実する

<現状と課題>

(3) 中心地区

- ・宜野座村のほぼ中央部に位置する宜野座一帯には、村役場を中心に各種公共公益施設が集積し、また、国道329号沿道には、店舗・事業所等の立地もみられ、宜野座村の中心地区を形成しています。平成15年度には図書館や劇場、人材育成等の機能を備えた「宜野座村文化センター（がらまんホール）」が開館、また、平成17年度には「宜野座ドーム」が完成し、宜野座村の中心地区としての機能が一段と強化され、施設はほぼ充足しつつあります。
- ・今後は、既存施設等のサービス向上等を中心とした機能と活用を拡充する一方で、国道329号宜野座バイパスの整備計画を踏まえた沿道土地利用を検討することが必要です。さらに、村のシンボルゾーンとして、自然と調和した景観づくりへの取り組みが求められます。

<施策の方向>

(3) 中心地区

- ・中心地区の魅力向上及び村民生活のさらなる利便性向上に向けて、新たな村民ニーズ等を踏まえつつ、既存施設のサービス向上等を中心とした機能拡充を検討するとともに、国道329号宜野座バイパスの整備計画を踏まえた総合的かつ計画的な沿道土地利用を促進します。
- ・快適なオープンスペースの確保及び緑化等の修景整備を推進します。

(3) 過年度計画（宜野座村中心地区基本計画・宜野座村中心地区整備計画）における位置づけ

①宜野座村中心地区基本計画 [平成 28 年 3 月、宜野座村]

<p>■基本コンセプト：きて、みて、いつもいいことあるよ。～多機能型 村立ぎのぞ公園～</p> <p>■ゾーン別整備方針</p>	
1) 中核施設ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●多機能拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな村民生活をサポートする新しいタイプの複合施設（子育て・教育・公共公益的な施設などを配置）の整備 ●総合グラウンド跡地の再整備 <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド跡地の土地利用を見直すとともに、村役場近傍の貴重な緑空間や防災拠点として再整備 ・賑わいや交流が図れる空間として、イベントスペースなどを創出 ●アクセスルートの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・国道 329 号及び同バイパスからのアクセスを向上させるため、道路整備を実施 ・村役場周辺は、通過交通の抑制・歩行者専用通路の導入を検討し歩行者空間を充実 ●街区整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・狭隘道路など道路基盤が脆弱な箇所について街区整備を検討 ・中核施設ゾーンに混在する民家については、住環境の整った場所への移転等を検討 ・地域コミュニティ活動の拠点として再整備 ●良好な住環境の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・防災性の高い住環境づくりを促進 ・市街地の防災性向上のため、防災施設の設置を促進
2) スポーツ・健康ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●公園の再整備 <ul style="list-style-type: none"> ・総合グラウンドの移転、多機能拠点の整備にあたり、公園の配置を見直すとともに、役場近傍の貴重な緑空間や防災拠点として魅力ある公園に再整備 ・各施設が連携し相乗効果を高め、賑わいや交流を図れる空間としてイベントスペースなどを創出 ●新総合グラウンドの建設 <ul style="list-style-type: none"> ・新総合グラウンドを既存施設と連携が図れる位置に計画 ●豊かで貴重な緑地空間の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・地区北側の宜野座福地川の水辺環境は、人びとの心と体を癒す空間として保全を図りながら、その機能と景観を維持
3) 国道沿道ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・商業、業務地としての基盤形成と土地の高度利用を促進 ●商業の集積、魅力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・商業等の誘導や空き店舗などを有効に活用 ・こだわりの感じられる景観形成、オープンスペースや休憩場所の創出、地元団体によるイベントなどを促進 ●土地の高度利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化や低・未利用地等の課題がある箇所や、移転の必要がある建物を中心に、優良建築物等整備事業などを促進
4) シンボルロード	<ul style="list-style-type: none"> ●地区内のアクセス向上 <ul style="list-style-type: none"> ・国道バイパスから役場経由で国道 329 号へのメイン幹線の新設整備 ・周辺主要施設を結ぶネットワークの整備 ●歩行者動線の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の安全確保を図るため、歩道整備を実施 ・歩道や空地の確保を中心に整備 ●宜野座村の顔としての整備 <ul style="list-style-type: none"> ・中心地区に相応しい品格ある緑豊かなアメニティーロードとして整備 ・緑化や案内板の設置などを行い、周辺建物の壁面後退を行うとともに、休憩施設の設置などを行い、快適な歩行空間を創出 ・周辺と調和し、連続性を持った良好な景観を形成するため、建物の形態・色彩などに配慮
5) 防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・防災道路の整備、建物の防災性の向上等、消防水利や消防機材の適正配置、地区防災組織の強化や住民意識の啓発等 ●防災の地区構造づくり <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所や避難路及び延焼遮断帯、防災活動拠点ともなりえる幹線道路や公園など骨格的な基盤整備、さらには防災上必要な安全地区の整備促進とともに、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水層の設置などを実施

②宜野座村中心地区整備計画 [令和2年3月、宜野座村]

■中心地区の主要課題

<前提条件>

⇒国道バイパスの供用に伴う交通及び土地利用の変化

- ・国道329号の宜野座バイパスが2016年に供用を開始し、主要な交通ルートの変更により中心地区へのアクセスが変わったことへの対応が必要となっており、シンボルロード及び周辺道路の整備を行うことで利便性の向上を図ります。
- ・沿道での都市型開発のニーズが高まり、土地利用の見直し及び計画的な開発指導が必要となっており、本計画でゾーン区分と土地利用方針を設定します。

⇒中央公民館、陸上競技場の移設に伴う公共施設配置の変化

- ・陸上競技場は老朽化と整備水準を上げるため、元のインターチェンジ入り口交差点付近に移設し、用地の造成計画から適正な配置計画を行います。
- ・中央公民館は老朽化に伴い、ふれあい交流センターとして移設されます。既に移設された給食センター跡地と合わせ、周辺施設に合わせ有効に活用できるような整備を行います。
- ・総合グラウンドは隣接する野球場のサブグラウンドとして整備水準を上げます。

⇒地域活性化と景観・環境の保全

- ・地区周辺には豊かな自然、昔ながらのカーや河川があり、親水空間の整備、斜面地の保全等も含め、中心地区と一体として環境の保全と活用を考慮した整備します。
- ・中心地区の顔となるシンボルロードを中心に緑地、歩道を整備し、村民の憩いの場を整備します。
- ・開催される様々なイベントへの対応として、適正規模の会場および駐車場の配置について見直しを行います。

⇒国道バイパスの供用に伴う交通及び土地利用の変化

- ・国道329号の宜野座バイパスが2016年に供用を開始し、主要な交通ルートの変更により中心地区へのアクセスが変わったことへの対応が必要となっており、シンボルロード及び周辺道路の整備を行うことで利便性の向上を図ります。

⇒中心地区に求められる新たな役割

- ・近年多発する自然災害に備え、避難所をはじめ瓦礫の集積、自衛隊の駐留場所、緊急物資の供給基地等についての役割を各施設で検討します。

■中心地区の将来像

- 多様なニーズに対応する活気あふれる場所
- 人の流れが多く、歩行者に優しい場所
- 住み続けたい・移り住みたいと思う場所
- 自然や地域資源が活かされ愛着を感じる場所

■事業展開イメージ

1. 骨格を形成する（土台づくり）

○交流基盤の基盤となる「交通円滑化」「生活環境向上」施策の実施

- ・区の快適性向上のために、地区に集中する公共施設を目的とした交通と、国道329号及びバイパスなどを通過する交通について、円滑な処理・誘導を行う。
- ・快適な歩行者空間を確保し、歩行者優先の道路整備を行う。

2. 姿を整える

○村の顔としての「良好な景観形成」施策の実施

- ・増加する観光客に対応したユニバーサルデザインを導入した誘導看板等を整備し、観光客及び村民の利便性を向上する。
- ・多くの村民・事業者が地区周辺で生活を営んでいることから、植栽、緑地を整備し居心地の良い生活環境の保全、整備に取り組む。

3. 魅力的な賑わいを創る

○施設の再配置、機能強化を図りイベントを活用した「賑わい創出」施策の実施

- ・ふれあい交流センター、陸上競技場の移設に合わせ、機能毎のエリアを設定する。
- ・プロ野球キャンプや村まつり等、大型イベント時の会場配置を想定し総合グラウンドや農村公園周辺の施設強化を行う。
- ・多目的広場やシンボルロードを新設し新たな賑わいの創出を計画する。

4. まちづくりの推進施策

○地区整備を効率的に進め、効果を上げる施策の実施

- ・公共施設等を活用したイベント等の開催

■中心地区整備計画

<策定方針>

1. 生活拠点機能を強化します。
2. 大規模災害の発生に備えた防災機能を充実します。
3. 生活拠点・防災拠点に至る安全で快適な空間を整備します。
4. 生活の多様性に対応した、健康増進に応える環境を整備します。
5. 自らの手でまちを保ち、暮らしを支えあう協働によるまちづくりに取り組みます。

<計画の目標年次>

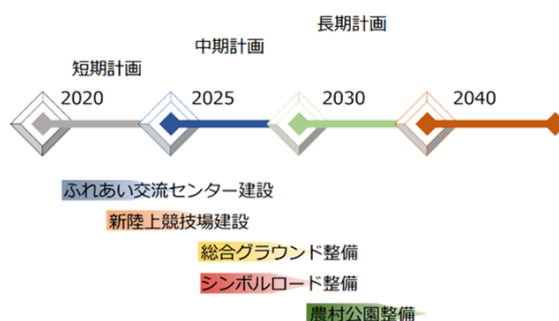
第1期整備計画期間（短期・中期）

2030年までの10年間とし、2025年を中間目標年次（短期）に設定する。

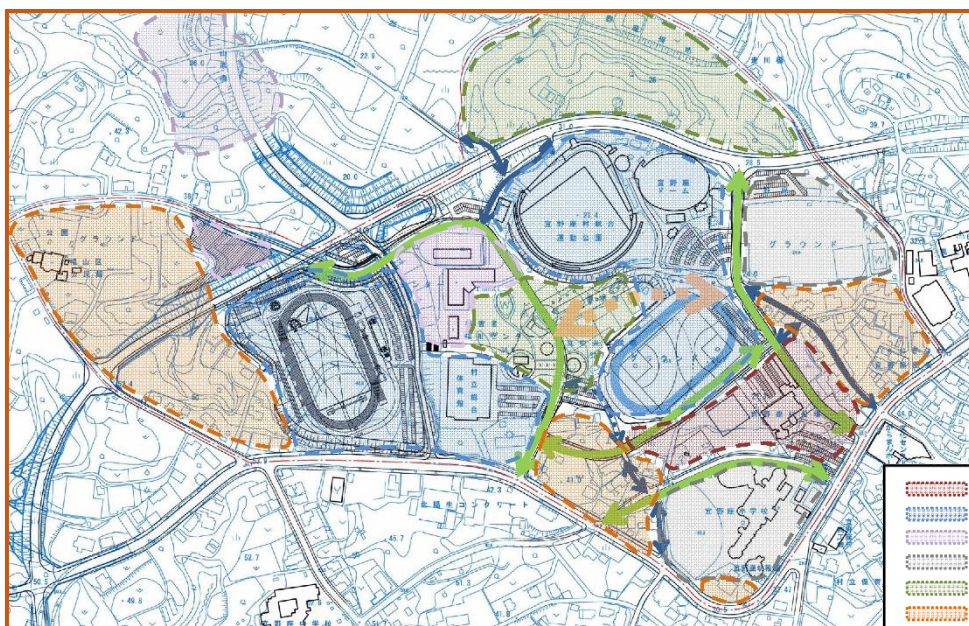
本計画が効率的に推進するように中間時点で見直しを行い、効果的かつ柔軟な事業展開を図る。

また、2030年からの10年間を次期整備計画期間（長期）と位置付ける。

▼計画推進タイムスケジュールのイメージ



<土地利用エリア設定>



- | | |
|--|-----------|
| | 中核施設エリア |
| | スポーツ健康エリア |
| | 生活福祉エリア |
| | 文教施設エリア |
| | 公園緑地エリア |
| | 民間利用エリア |

1) 中核施設エリア

- ・多機能拠点の整備
- ・アクセスルートの整備
- ・街区整備の推進
- ・良好な住環境の実現

2) スポーツ・健康ゾーン

- ・公園の再整備
- ・新陸上競技場の建設
- ・総合グラウンドの再整備

3) 生活福祉エリア

- ・関連施設整備の推進

4) 文教エリア

- ・歩行者動線の整備

5) 公園緑地エリア

- ・豊かで貴重な緑地空間の保全

6) 民間利用エリア

- ・良好な住環境の実現

<重点整備ゾーンの設定>

○新陸上競技場建設ゾーン

- ・国道 329 号バイパスの建設残土により埋められ、土地活用が可能となった部分を陸上競技場計画地とし、旧インターチェンジ進入路部分を合わせたゾーンとする。

○総合グラウンド活用ゾーン

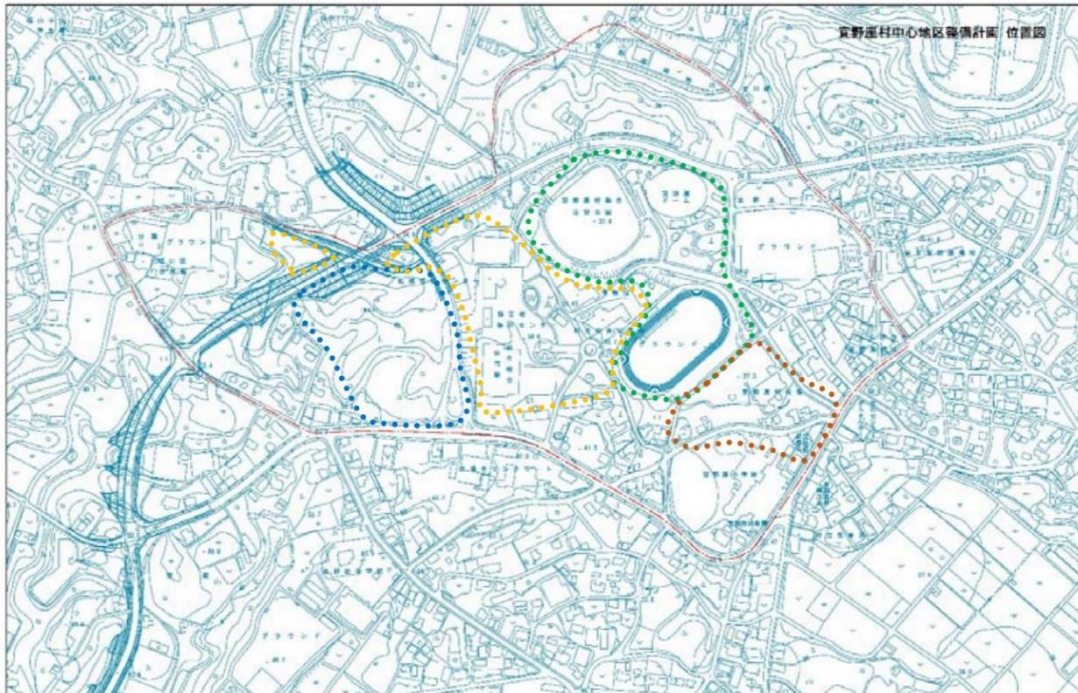
- ・隣接する野球場、宜野座ドームとの連携を考慮し周辺駐車場を含めたゾーンとする。
- ・中央にシンボルロードを配置しイベント時の会場配置を計画できるゾーン設定とする。

○ふれあい交流センター建設ゾーン

- ・役場庁舎との連携を重視した動線と駐車場の配置、敷地の高低差を活用した造成計画が可能なゾーン設定とする。

○農村公園機能強化ゾーン

- ・農村公園から中央公民館跡地、給食センター跡地までの村まつり等のイベント時に活用する範囲に宜野座村社会福祉協議会から北側の未利用地を含めた区域とする。



● 新陸上競技場建設ゾーン

● 総合グラウンド活用ゾーン

● ふれあい交流センター建設ゾーン

● 農村公園機能強化ゾーン

■新陸上競技場の規模、内容の検討

1. 導入施設の選定
2. 造成計画
3. 配置計画
4. 高速バス停留所の扱い

■周辺ゾーンの整備規模、内容の検討

1. 総合グラウンド活用ゾーン

- ・利用形態の選定
- ・造成計画
- ・シンボルロード

2. ふれあい交流センター建設ゾーン

- ・整備方針
- ・整備内容

3. 農村公園機能強化ゾーン

- ・整備方針
- ・農村公園周辺の整備内容
- ・宜野座村社会福祉協議会周辺の整備方針

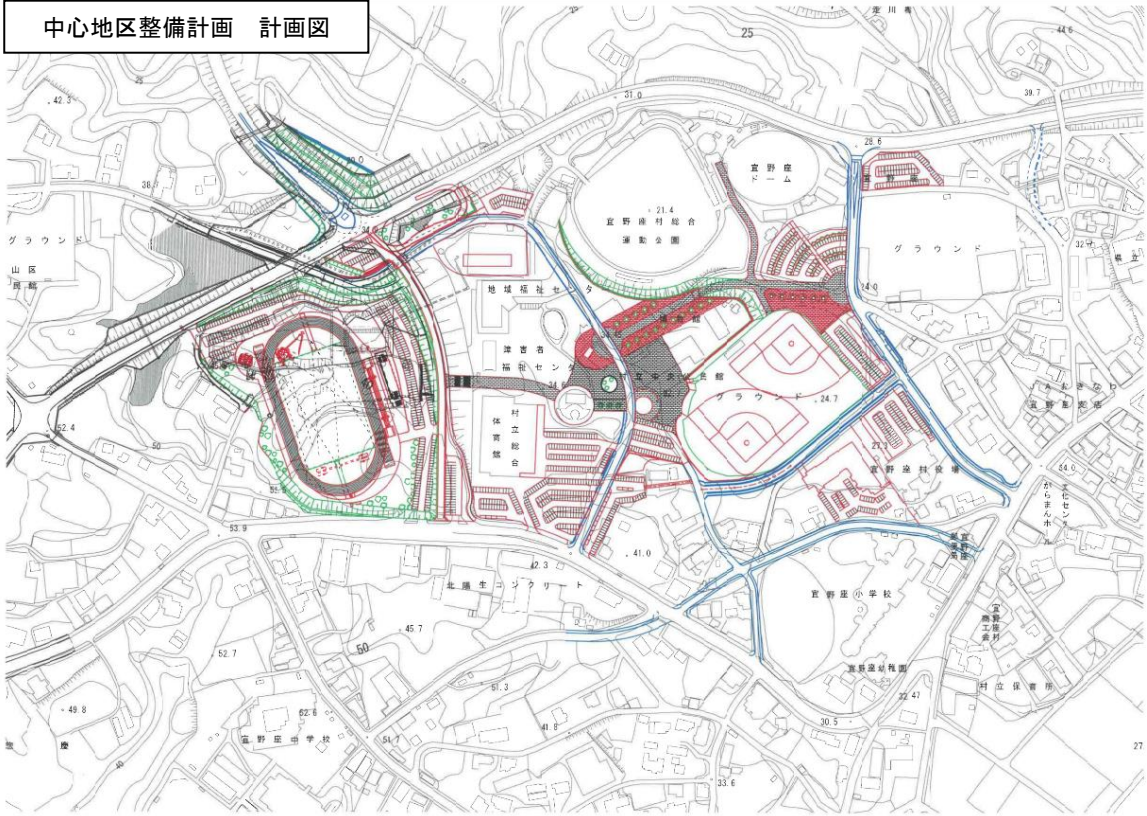
4. 道路網の整備

- ・整備方針
- ・路線認定の変更
- ・整備内容
- ・駐車場計画

5. 防災拠点の整備

- ・整備方針
- ・防災拠点として求められる機能
- ・各施設の役割

中心地区整備計画 計画図



(4) その他の関連計画における位置づけ

①宜野座村公共施設等総合管理計画 [令和4年6月改定、宜野座村]

■計画期間：平成29年度から令和8年度までの10年間（後期期間：令和4年度から令和8年度）

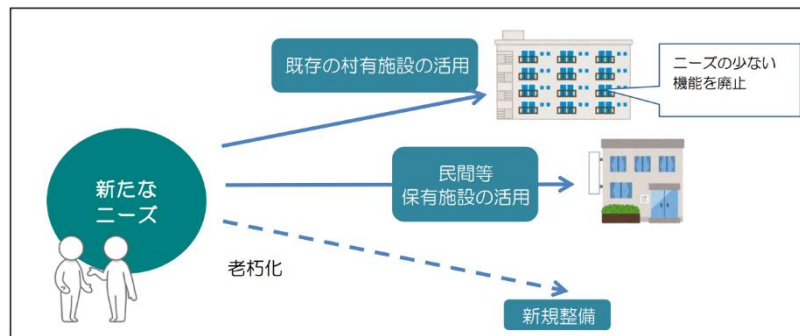
■基本方針：施設更新にかかる費用は基本的に一般財源で賄う必要があります。～そこで、(1) 基金の積み立て、(2) 既存施設の活用、(3) 予防保全型管理を行い、更新費用の抑制や財政の標準化に努めます。

(1) 基金の積み立て

現在実施されている宜野座村ふれあい交流センター整備事業にも、これまで基金として積み立ててきた再編交付金が充当されています。しかし、基地再編交付金は時限付の交付金となっていますので、今後はこの費用を捻出する必要があります。そこで、施設更新費用として最低でも普通建設事業費の一般財源分を積み立て、財源の捻出を行います。

(2) 既存施設の活用

数十年後の建物の更新費用を考慮し、原則として、施設を増やすのではなく、既存建物の長寿命化を図り、施設の維持・更新に係る費用を削減するとともに、既存建物の有効活用を行います。



施設の老朽化に伴う建替えを実施する場合は、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、村民ニーズの変化に適切に対応することも検討します。さらに、住民からの要望、財政状況等も踏まえ、新設を行う場合は、特定の用途のみにしか使用できない建物ではなく、柔軟に「用途（機能）転用」が行える建物の新設を検討します。

	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業			既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する
複合化事業			既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。
転用事業			既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する

■施設類型毎の基本方針 ※中心地区に関連するもののみ抜粋

施設類型	今後の方針
1. 建物系施設	
(1) 村民文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を実施している施設は、村としても点検内容や頻度について把握を行い、安全管理に努めます。 宜野座村中央公民館の建替え事業に係る設計を平成 29 年度に着手します。 宜野座村福山農村管理施設の管理事務所が老朽化が進行しているため、施設の更新を検討します。
(2) 社会体育系施設	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を実施している施設は、村としても点検内容や頻度について把握を行い、修繕時期の把握や修繕費用の確保に努めます。
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設については、施設運営を民間企業へ委託することを検討します。 庭球場は現在の利用状況等から、廃止の検討を行います。 平成 30 年度に、ブルベン設備やバスケットボール設備等を備えた多目的スポーツ施設の整備予定です。
(4) 学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> 今後の生徒数の把握を行い、増築や仮校舎の設置等を検討し、各学校の教室の確保に努めます。 旧共同調理場は取壊しを実施予定です。
(5) 産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を実施している施設は、村としても点検内容や頻度について把握を行い、安全管理に努めます。 今後の老朽化に向けて、法定点検の結果や耐用年数等から事前に大規模改修時期を把握し、修繕費用の確保に努めます。
(6) 子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> 宜野座保育所は平成 28 年度から 29 年度にかけて増築等に機能強化を実施します。 幼保一体型の認定保育園の導入について検討を行います。
(7) 保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 宜野座保健相談センターは建替えを実施する場合は、他の施設へ機能を移転することも検討します。 宜野座村地域福祉センターは専門業者と連携した施設の点検を実施することで、大規模修繕時期の把握を行います。
(8) 行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> 今後の老朽化に向けて法定点検の結果や耐用年数等から事前に大規模改修時期を把握し、地球温暖化対策も考慮した修繕を行います。 地球温暖化対策例 <ul style="list-style-type: none"> 照明施設の LED 化 自家発電設備の導入 空調監視システムの導入による省エネ化
(9) 公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 今後も公営住宅長寿命化計画、劣化診断調査の結果を基に、計画的に施設の更新を実施します。 公営住宅のバリアフリー化を検討します。
(10) 公園	<ul style="list-style-type: none"> 各指定管理者がどのような施設点検を行っているかを把握し、点検内容から、遊具施設の安全管理や施設の修繕費用の確保に努めます。
(11) 上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> 今後の更新も宜野座村水道ビジョンや施設の点検結果を基に、計画的に実施します。
(12) 下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> 処理施設の見直しのため、中継ポンプ施設の削減を検討します。 今後の施設更新は、農業集落排水施設最適整備構想や施設の点検結果より計画的に実施します。
2. インフラ系施設	
(1) 村道	<ul style="list-style-type: none"> 今後の修繕は平成 27 年度に実施した道路ストック状況調査の結果により、計画的に実施します。 平成 28 年度から平成 30 年度における農道の拡張や修繕は下記の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ◆平成 28 年度 <ul style="list-style-type: none"> 村道中原線 (休憩施設を含む) 村道宜野座パーク 1 号線 村道松田平松 1 号線 ◆平成 29 年度 <ul style="list-style-type: none"> 村道中原線 村道赤平線 村道城原第 2 横断線 村道待口線 村道宜野座パーク 2 号線 ◆平成 30 年度 <ul style="list-style-type: none"> 村道宜野座古島線 キャンプハセノ道路 (福山進入路)
(2) 農道	<ul style="list-style-type: none"> 舗装率を 100%にするのではなく、隣接する農地の状況に合わせて舗装を実施します。 平成 33 年度までに、土地改良にて区画整理された地域に 7 本の農道が新設予定となっています。
(3) 橋梁	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁長寿命化計画を基に予防保全型の修繕を実行し、コストの削減や安全性の確保に努めます。
(4) 上水道管	<ul style="list-style-type: none"> 管路耐震化・更新計画書に従って、計画的に管路の更新を実施します。
(5) 下水道管	<ul style="list-style-type: none"> 下水道管の耐震化について検討します。 今後の施設更新は、農業集落排水施設最適整備構想に基づいて、計画的に実施します。

②宜野座村個別施設計画 [2022年6月、宜野座村]

■計画期間：本計画は、総合管理計画の計画期間の後半にあたる2022年（令和4年）から2031年（令和13年）の10年間とし、令和4年度から令和8年度までの5年を前期期間、令和9年度から令和13年度までの5年を後期期間として、5年ごとに更新します。

■優先順位の考え方：

図表 10 対策の優先順位の考え方（案）

分類	説明
I	<ul style="list-style-type: none"> 法令等により行政による設置が義務付けられている 災害等における対策拠点施設である。 機能等の代替がきかない。
II	<ul style="list-style-type: none"> 法令等により行政による設置は義務ではない。 災害等における避難所である。 機能等の代替が可能である（民間による提供）。
III	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外。

		優先順			
		上位			下位
優先順	分類	施設健全度			
		40点未満	40~49点	50~59点	60点以上
↑ 優先順 ↓	I	①	②	③	④
	II	②	③	④	⑤
	III	③	④	⑤	⑥

図表 11 優先順位結果 ※中心地区関連施設のみ抜粋

分類	施設健全度			
	I (40点未満)	II (40点以上 50点未満)	III (50点以上 60点未満)	IV (60点以上)
I		② 宜野座村保健相談センター 宜野座村立中央公民館		④ 宜野座村庁舎 宜野座村障害者福祉センター 宜野座村地域福祉センター 宜野座ドーム 宜野座村野球場 宜野座村総合体育館 宜野座村福山地区農村管理施設 宜野座村福山地区学習等供用施設 福山コミュニティー館 宜野座村多目的スポーツ施設
II				宜野座村立博物館 宜野座村総合グラウンド
III		④ 宜野座村立福山児童公園 宜野座村土地改良組合事務所		⑥ 宜野座村農村公園 宜野座村庭球場

③第4次宜野座村国土利用計画 [平成31年3月、宜野座村]

■村土利用の基本理念

村土は、現在及び将来における村民のための限られた資源であり、村民の生活や生産活動を支え、活力あるむらづくりを展開するための重要かつ共通の基盤である。

このため、村土の利用は、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮しながら、公共・公益性を優先させ、かけがえのない自然環境を保全し、健康で文化的な生活環境を確保し、均衡のとれた発展を図ることを基本理念として、壮大な自然の循環と土地の恵みを重視した村の将来像「水と緑と太陽の里・宜野座村」の実現をめざし、総合的かつ計画的に行うものとする。

■村土利用の基本方針

- ア) 自然とのバランスのとれた環境を継承し、築き、活かす土地利用
- イ) 緑と水辺を守り、創り、つなげる土地利用
- ウ) まとまりと良好な生活空間をつくる土地利用
- エ) 村の自然環境と調和したリゾート・レクリエーション空間の形成
- オ) 景観に配慮した墓地の確保

■村土利用の基本方向

⑤道路

道路は、広域幹線軸となる国道329号宜野座改良、地域幹線軸となる（仮称）宜野座横断道路（宜野座恩納線）による主骨格を形成し、宅地・公的サービス等、新規機能の配置を図る。また、村民と協働で沿道の修景緑化・美化の向上に努める。

⑦工場、事務所、店舗等の宅地

事務所、店舗等は、幹線道路沿道への集積を促進しつつ、かつ集落との調和に配慮した施設整備を促進する。

⑧公用・公共用施設用地

公用・公共用施設用地については、既存の公用・公共核（役場周辺）の拡充を図るため、国道329号宜野座改良沿道に新たな公用・公共用施設を配置し、公的サービス機能の拡充を図る。なお、新規機能の導入ニーズに関しては、既存施設の活用も併せ総合的な観点から機能の導入・配置方策を検討する。さらに、集落内においては住民が集える広場等の確保を図る。

■地区別の概要

②宜野座地域（宜野座区）

河川については、宜野座福地川で生き物が生息できる環境を再構築するとともに、河畔は散策やレクリエーション、学習空間等として活用できるよう、親水性のある河川空間の形成を図る。

道路については、集落内において歩行者に配慮した生活道路の整備を図る。

宅地については、主に集落城南側の未利用地の有効利用を促進するとともに、集落域の拡大については、周辺の農地の状況に応じ、適切な範囲での拡大を図る。また、漁港周辺での宅地化を図る。さらに、集落内及び周辺域の史跡、湧水等を保全・活用した、学習・交流空間の形成を促進する。

事務所、店舗等の宅地については、現国道329号における集積立地を促進する。

③惣慶地域（惣慶区・福山区）

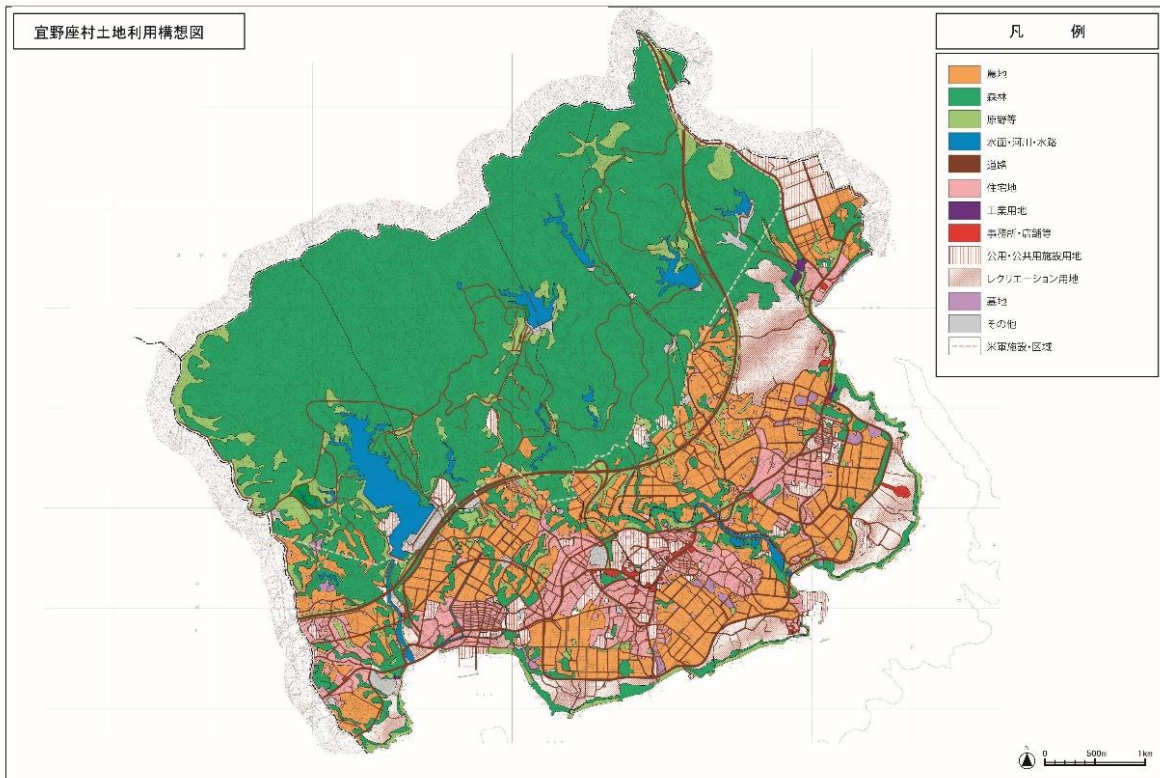
宅地については、国道329号宜野座改良沿道等、主要な幹線道路周辺における新規住宅地の誘導・確保を図る。また、集落域の拡大については、主に宜野座中学校周辺及び惣慶の既存集落周辺への拡大を図る。

道路については、（仮称）宜野座横断道路（宜野座恩納線）の整備促進を図る。

公的サービス施設の整備拡充については、国道329号宜野座改良沿道周辺及び村役場周辺における立地を図る。



■土地利用構想図



公用・公共用施設の整備にかかわる事業計画

	現況地目 (ha)								進捗率 (%)	
	農地	森林	原野等	水・河	道路	宅地	その他	計	H34	H39
宜野座村立共同調理場建設事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	100%	100%
松田高松街区公園整備事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	100%	100%
宜野座村ふれあい交流センター整備事業	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.4	0.8	100%	100%
キャンプ・ハンセン等周辺ごみ処理施設(焼却施設等)	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	100%	100%
新総合グラウンド整備事業	1.2	0.0	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	0%	100%
沖縄県立農業大学校	29.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0%	100%

④宜野座村ふれあい交流センター設計委託業務 基本設計報告書 [令和3年度]

■計画の基本方針

<施設計画の目的>

村民に身近なコミュニティ拠点施設として、地域課題や村民ニーズに即した学習機会を提供し、心豊かで活力に満ちた地域づくりの推進及び有事の際に地域の災害避難拠点として、利用者が安全・安心に、また快適に利用できる施設を整備する。

<施設計画の目的>

①景観や周辺環境に調和する施設

- ・多機能拠点施設として、隣接する村役場、公共施設、スポーツ公園等周辺の風景に溶け込み調和する外観とし、既設村役場との連携を重視した動線計画、起伏のある敷地形状に沿い土地の形質の変更を最小限に考えた配置計画とする。

②安全・安心で環境に配慮した施設

- ・大規模災害時の一時避難施設として対応できる機能を備え、住民の安全・安心を守るとともに、屋内外をバリアフリーとして、誰もが利用しやすい施設とする。
- ・自然採光・通風のよい建物配置、自然環境を活かした空間構成とし、自然との共生に配慮した施設とする。

③交流・福祉・子育て支援の拠点となる施設

- ・親子の交流の場や子育て相談窓口を設け地域における子育て支援をし、村民一人一人の健康促進を図るべく気軽な健康相談や一般検診などの保健センター機能を備えた地域福祉の拠点となる施設とする。

■基本設計と条件

<宜野座ふれあい交流センターとしての与条件>

○宜野座ふれあい交流センターの機能

- ・現中央公民館機能（ホール、展示スペース 他）、教育委員会、社会福祉センター等

○整備主要室・スペース

階数	室名	内容
地下1階	地下駐車場	約32台、北側道路から乗り入れ、雨天の健診時には診療車両の停車等にも対応
	外部倉庫	現中央公民館に収納している、催し物に使用する荷物を収納
	備蓄倉庫・書庫	現中央公民館に収納している書物の収納、大規模災害時に提供する非常用食料の備蓄
	シャワー室	大規模災害時の避難者の利用を想定
	WWC、MWC	半多目的とし、外部からの利用を想定
1階	楽屋	舞台演者の利用を想定、可動間仕切りにて2室利用対応
	舞台	舞台機構（緞帳、スクリーン等）を設置し、床下はイス、テーブル等の収納台車を整備
	ロビー	一部吹抜とし、諸作品の展示スペースとして利用
	畳間	三味線、生け花、着物着付等の研修教室として利用
	図書・遊戯スペース	調理実習での親子の食事や親子交流の場として利用
	調理室	実習台6台を整備し、調理実習教室やホールでの催し物の食事提供に利用
	プレイルーム	ヨガ教室など地域交流の場として利用、可動間仕切りにて開放しロビーとの連携利用も可能
	WWC、MWC	男女別の多目的トイレを有し、幼児用便器も整備
	教育委員会	廊下に開放した空間とし、執務レイアウトの変更に柔軟に対応できるよう、OAフロアを採用
	会議室	村民、役場職員の共用利用として2室整備、1室は可動間仕切りにて開放可能
相談室	2室整備し、村役場健康福祉課の健康相談等に利用	
2階	E Vホール	ロビー吹抜に面した開放的な空間とし、諸作品の展示スペースとして利用も可能
	会議室	大・小2室を整備し、大会議室は可動間仕切りにて2室利用対応
	団体室	商工会や婦人会など各団体の会合に利用
R階	屋上	主に設備関係（空調室外機、太陽光パネル等）を配置、津波避難時にも利用し、安全面に配慮して手摺を整備

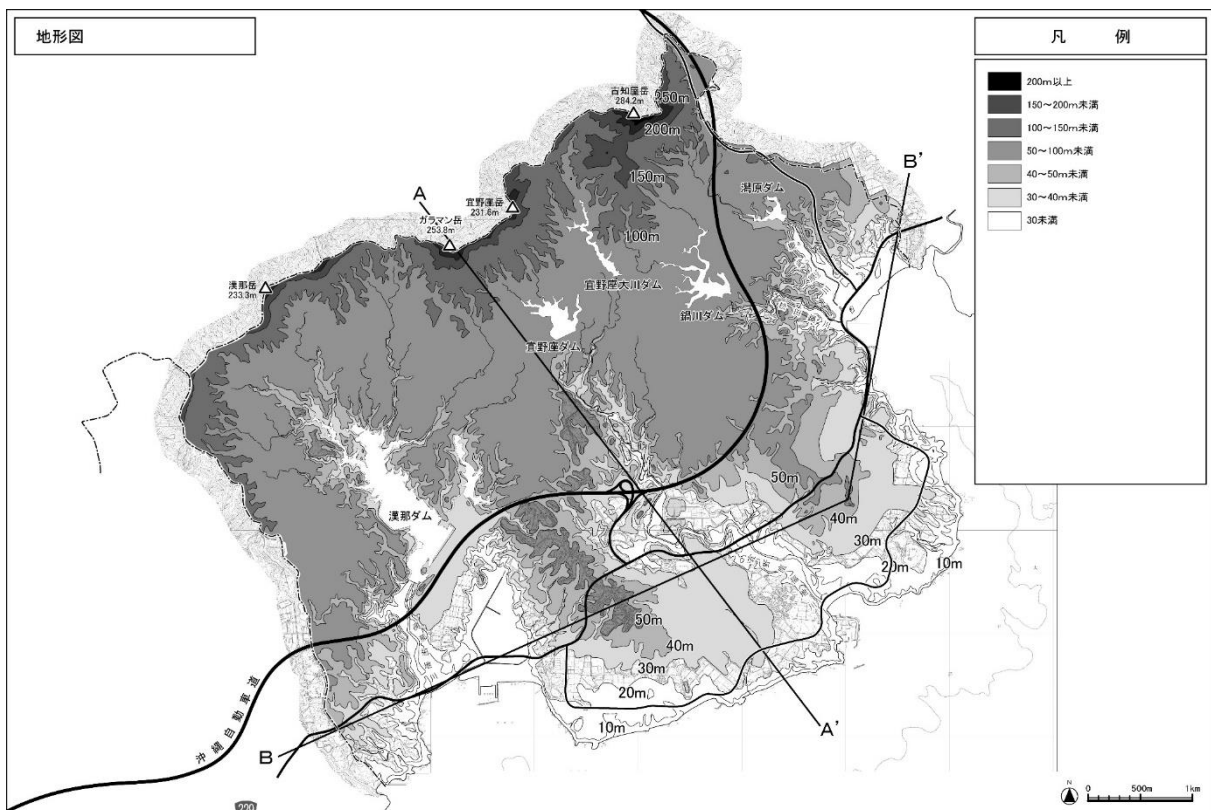
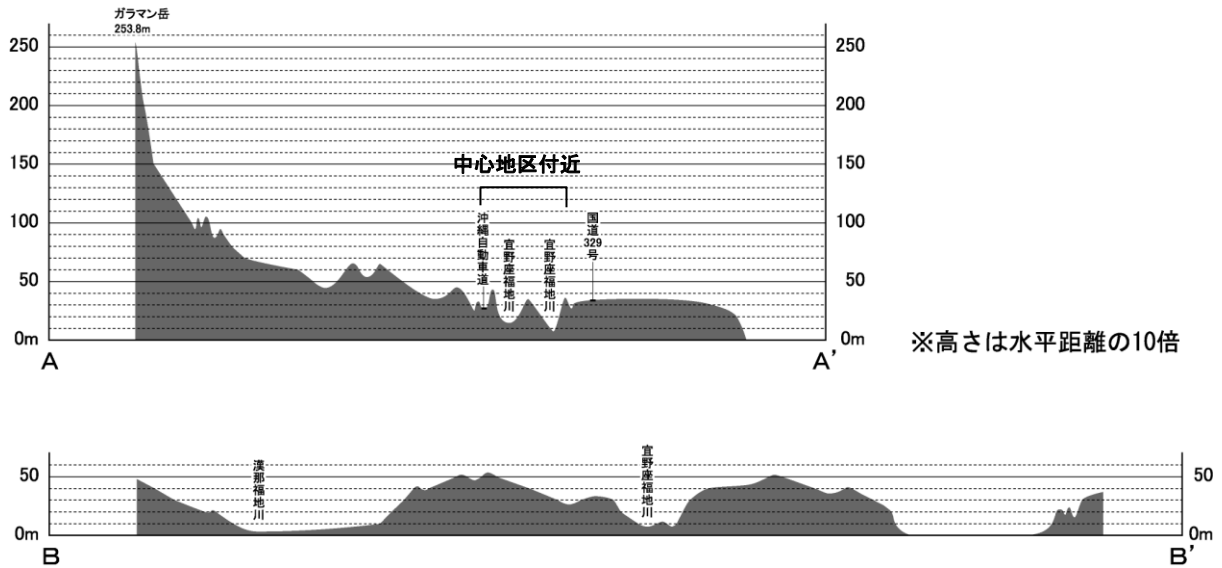
2. 宜野座村及び計画対象地区の現況把握

(1) 宜野座村の概況

① 地形の状況

対象となる中心地区は、宜野座福地川から国道 329 号にかけて 25m 程の高低差があり、小さい起伏が連続した複雑な地形となっている。

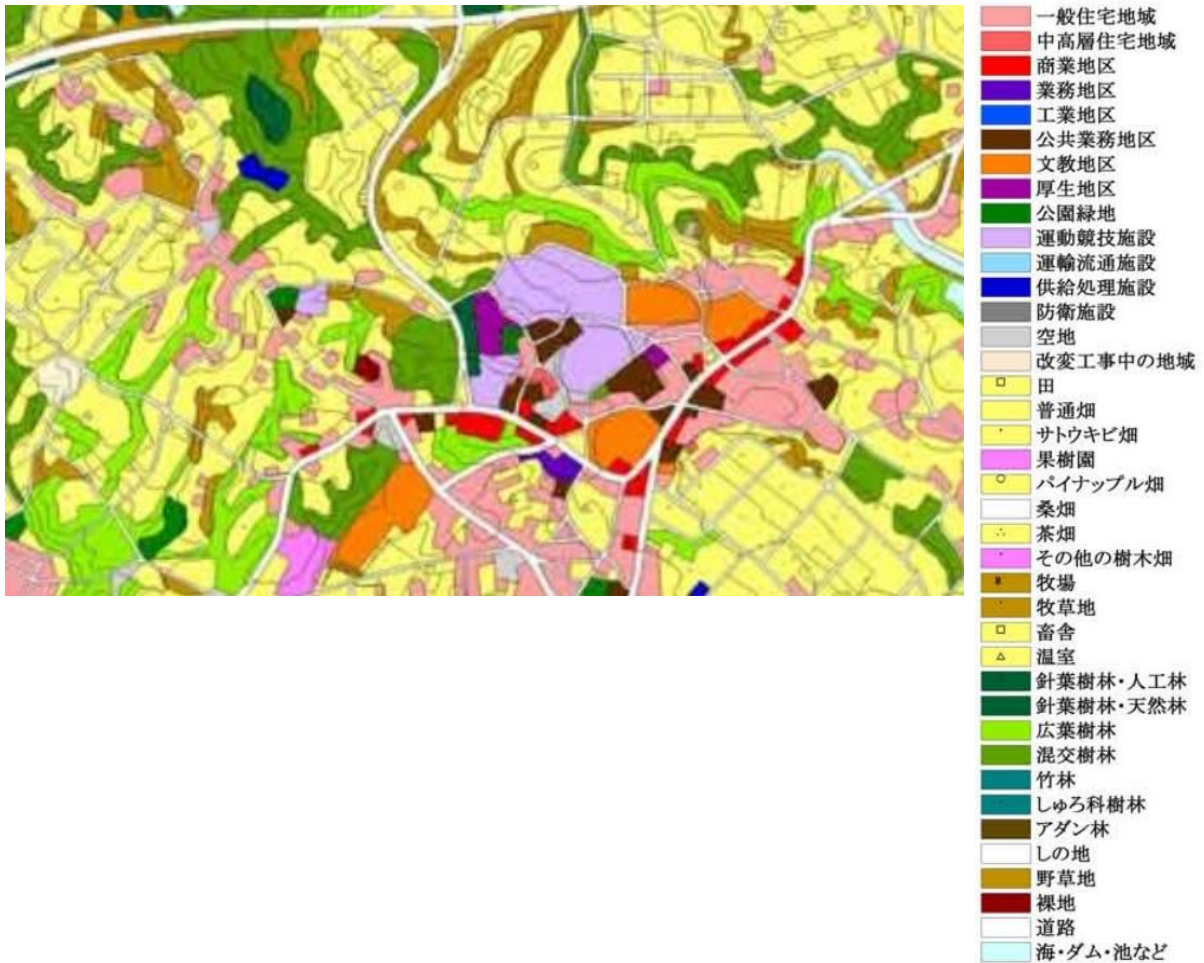
■ 地形断面図



②土地利用の状況

中心地区一帯の土地利用現況をみると、宜野座インターチェンジへのアクセス路となる宜野座インターチェンジ線の東側には村役場や運動競技施設、文教施設、厚生施設といった公共施設が集積しているとともに、住宅や商業施設等が点在している。宜野座インターチェンジ線の西側には樹林地や農地が広がっており、福山区事務所や住宅が点在している。

■ 沖縄県土地利用現況図



③自然災害の状況

本村における近年の自然災害の発生状況は下表のとおりで、台風による浸水被害、物損事故等が発生している。陸域においては、特に大きな地すべり及び崩壊等の災害はみられない。

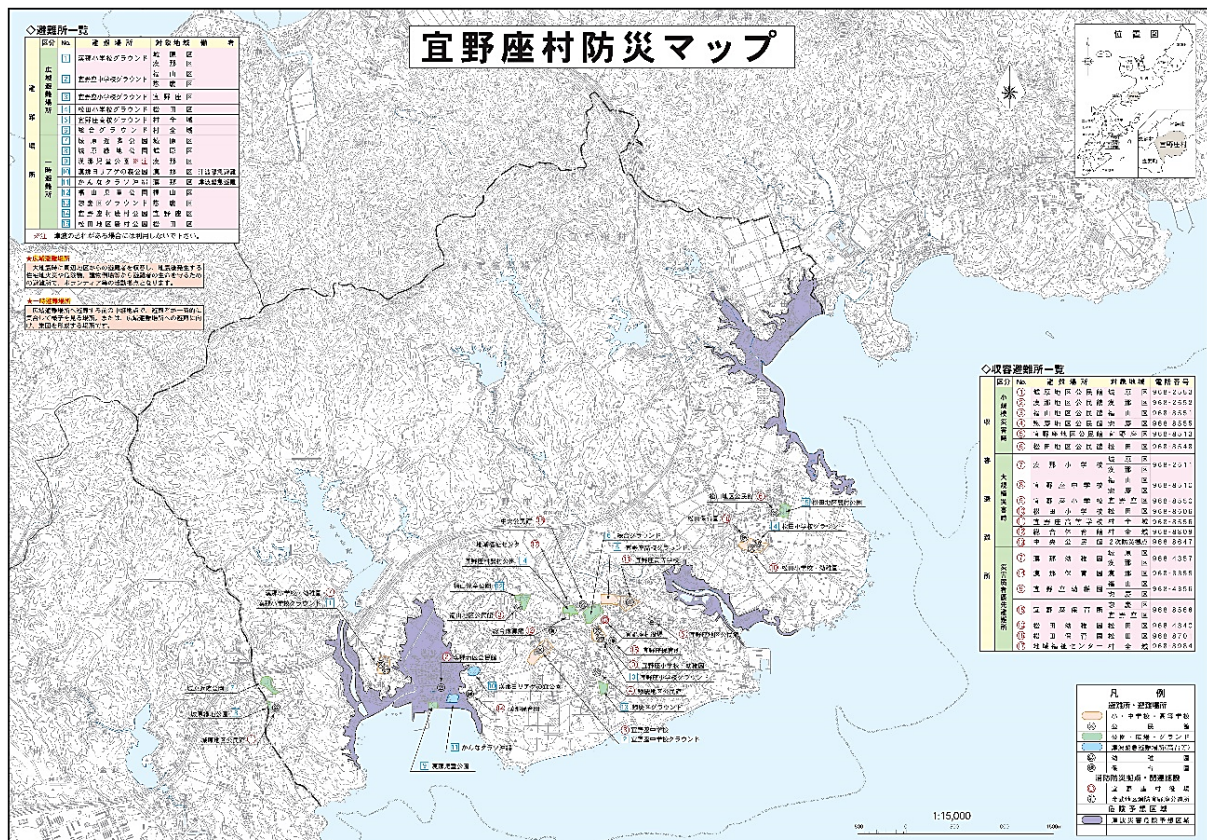
なお、宜野座福地川や漢那福地川及び漢那区の集落一帯、松田区の潟原及び海岸部の一部については津波災害危険予想区域となっている。

表 1-4-2. 過去の災害履歴

年月日	原因	主な被害	気象値（風速：m/s） ※数値は名護気象台	台風の経路と勢力等
平成 19 年 7 月 12 日～ 14 日	台風 4 号	車両：1 台 床上浸水：2 棟 床下浸水：1 棟	最大風速 SW 28.8 最大瞬間風速 SW 50.9 総雨量 236.0mm	カロリン諸島近海で発生した後、大型で非常に強い勢力となって本島の西海上に接近して通過した。
平成 19 年 7 月 13 日	高波 高潮	床下浸水：3 棟		台風 4 号が本島の南約 100km の海上にあったため、高波や高潮に加え満潮も重なり、浸水が発生した。
平成 23 年 8 月 3 日～ 6 日	台風 9 号	(本島全域) 負傷者：42 人 全半壊：28 棟 停電：99,000 戸 他	最大風速 SSE 27.4 最大瞬間風速 SE 47.3 総雨量 585.5mm	南大東島より西に進み、ゆっくりと本島へ接近した後、5 日には大型で強い台風となり久米島付近を通過。その後北上し、中国へ上陸した。
平成 24 年 9 月 15 日～ 16 日	台風 16 号	負傷者：1 人 物損事故等：4 件 避難状況：4 名	最大風速 W 29.6 最大瞬間風速 NNE 51.4 総雨量 190.5mm	フィリピンの東から沖縄の南海上を北寄りに進んでいるときに急速に発達し、大型で猛烈な台風となり勢力を保ちながら北に進んだ。
平成 24 年 9 月 28 日～ 29 日	台風 17 号	負傷者：1 人 物損事故等：16 件 電柱損壊：1 件(16 本)	最大風速 NW 32.2 最大瞬間風速 NW 97.5 総雨量 97.5mm	フィリピンの東で停滞している期間に発達し、29 日には非常に強い勢力で北東へ進み、奄美大島の美馬に海上を北東へ進んだ。

資料：宜野座村地域防災計画（平成 25 年 3 月）

図 1-4-8. 宜野座村防災マップ



(2) 中心地区一帯の状況



①土地利用及び施設配置

対象地区内には、庁舎をはじめ、スポーツ・レクリエーション施設、社会教育・文教施設等といった公共施設が整備されているとともに、産業関連施設や利便施設が整備されているなど、多くの公共・公益施設が立地している。

■対象地区内における公共・公用施設

区分		施設名	備考（整備年など）	
官公署等	庁舎等	宜野座村役場	平成 8 年	
学校教育施設	幼稚園	宜野座村立宜野座幼稚園		
	小学校	宜野座村立宜野座小学校		
	高等学校	沖縄県立宜野座高等学校 （グラウンド・プール）	※グラウンド・プールのみ 対象地区内	
社会教育施設・ 文教施設	公民館	宜野座村立中央公民館 （宜野座村農民研修センター併設）	昭和 54 年 ※ふれあい交流センターに機能 移転後に解体・跡地利用を 予定	
		コミュニティ 施設	福山地区学習等共用施設	昭和 60 年
		福山コミュニティ館	平成 22 年	
	宜野座村福山地区農村管理施設	平成 15 年		
文化施設	宜野座村立博物館	平成 6 年開館		
スポーツ・レクリ エーション施設	運動施設	宜野座村総合グラウンド	昭和 54 年	
		宜野座村野球場	平成 9 年	
		ぎのぎ打撃練習場		
		宜野座村総合体育館	昭和 59 年	
		宜野座村庭球場	昭和 59 年	
		宜野座ドーム	平成 18 年	
		宜野座村多目的スポーツ施設	平成 31 年	
	公園施設	宜野座村農村公園 福山区児童公園		
保健・社会福祉 施設	保健施設	宜野座村保健相談センター	平成 4 年	
	社会福祉 施設	宜野座村地域福祉センター	平成 4 年	
		宜野座村障害者福祉センター		
その他	産業関連 施設	宜野座村土地改良組合事務所	※保健センターに併設された 建物から、村立博物館の向か いにある現在の建物に移転	
		JA おきなわ宜野座支店		
		JA おきなわ宜野座支店農産物 集出荷場		
	郵便局	宜野座郵便局		
	その他の 利便施設 等	JA-SS 宜野座セルフ SS		

参考：第 4 次宜野座村国土利用計画テクニカルレポート、村制要覧 等